

市街部における白川整備の歴史的 research

熊本大学工学部 学生会員 ○上口 雄太郎
熊本大学工学部 正会員 増山 晃太

熊本大学大学院 正会員 星野 裕司
熊本大学大学院 学生会員 尾野 薫

1. はじめに

1.1 背景

白川は熊本市の中心市街地を接するように流れており、白川の整備は昭和 28 年の西日本水害（以下、6. 26 水害）後の昭和 31 年から始まっている。市街部（中心市街地周辺）では部分改修がそれまで行われていたが、平成 15 年に緊急対策特定区間として市街部の本格的な改修を開始している。同区間の中でも「緑の区間」では、緑保全についての議論が行われ、防災と景観どちらも配慮した整備が進められている。よって白川整備の経緯や緑の区間整備の経緯を調査し、さらに現整備計画形成の経緯を分析することで、環境に配慮した公共工事への私見を得ることは重要だと考えられる。

1.2 目的

図 1 に本研究の目的を 3 点示した。①白川整備の全体像についてその経緯を整理する。②緑の区間の改修計画や整備の経緯を詳査する。③緑の区間における緑保全についての議論を分析し考察する。それらから、環境に配慮された公共工事への示唆を得ることとする。

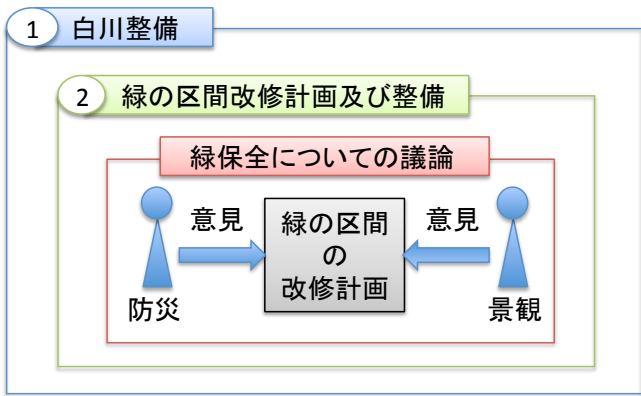


図 1. 目的のフロー

1.3 対象地

緑の区間とは、白川に架かる明午橋と大甲橋の間の区間及び周辺のことである。大甲橋から望む、兩岸の木々と背景にある立田山の緑の連なりは「森の都くま

もと」の象徴とされている。



図 2. 市街部と緑の区間の範囲

1.4 研究の方法

表 1 にあげる行政資料、新聞記事、郷土誌等を調査する。さらに、文献として残っていない事柄や文献調査で確認できた事柄の背景を明らかにするために、白川整備の関係者に対する聞き取り調査を行う。聞き取り調査対象者を表 2 に示す。

表 1. 白川整備に関する文献

行政資料	
白川・緑川治水史	建設省九州地方整備局熊本工事事務所, 昭和59.3
白川水系河川整備基本方針	建設省河川局, 平成12
白川水系河川整備計画	国土交通省九州地方整備局, 平成14.7
白川流域住民委員会・議事録(第1-23回)	国土交通省熊本工事事務所, 平成11-22
新聞	
熊本日日新聞	{白川整備}関係団体等でキーワード検索を行い、実際の記事を参照した
郷土資料	
保存版熊本市今昔写真帖	株式会社郷土出版, 平成22.10
ふるさとの思い出写真集熊本	株式会社国書刊行会, 昭和55.6
新熊本市史 第九巻 現代 I	新熊本市史編集委員会編, 平成9.3
新熊本市史 第九巻 現代 II	新熊本市史編集委員会編, 平成12.3

表 2. ヒアリング対象者

対象者	下津昌司氏	今江正知氏
日時	平成24年12月14日	平成24年12月22日
参加会議及び組織	白川河川懇談会座長、白川流域住民委員会委員(現委員長)	熊本県文化協会委員、自然保護審議会の会議参加者

2. 白川整備の概要

2.1 白川整備の経緯

白川は昭和初期まで、幾度も洪水の被害を被ってきたが、本格的な改修はほとんど行われなかった。昭和28年に6.26水害〔最大洪水流量（以下、洪水規模）3200～3400 m³/s〕が起き、白川流域住民に甚大な被害（死者行方不明者422名、橋梁流出85橋、浸水家屋31145戸）を及ぼした。それを契機として白川の整備が行われることとなった。同水害発生の翌年、白川改修基本計画が国により策定された。それにより、小蹟橋から河口まで（約17.3km）は国の直轄管理区間となり、国による白川整備が始まった。法制度、熊本市の経済状況の変化、洪水の流量と頻度等影響を受け、整備計画が変更し現整備計画に至ることが分かった。表1に国の直轄管理区間と緑の区間の整備の経緯を示した。

表 3. 白川及び緑の区間整備の経緯

元号	水害	法制度	白川の整備計画及び工事	白川整備関連の委員会	住民組織	緑の区間 緑の区間の出来事	時代区分
昭和28	6.26水害					明午橋流出・明午橋橋台喪失	第一期
昭和29			白川水系改修基本計画（子飼、大江地区の特殊堤工事、橋梁改修工事、小島地区捷水路工事及び水街部直轄工事着手〔子飼、大江地区の特殊堤工事、橋梁改修工事、小島地区捷水路工事（昭和37年まで）、及び水街部の護岸等〕				
昭和31							
昭和32	洪水						
昭和35						明午橋架設	
昭和36			不法占用家屋の本格的な正開始（状況：583世帯分、昭和61年まで）				
昭和37	洪水		小島地区捷水路工事完了				
昭和38	洪水					右岸に鶴田公園が完成	
昭和39		新河川法公布					
昭和40	洪水	新河川法施行				大甲橋架設	
昭和42		白川の一級河川指定	白川水系工事実施基本計画（小島、中原、鶴田、子飼地区の築堤工事、世安、子飼、大江地区の特殊堤工事、橋梁の改築・補修工事および水街部の護岸等）				第二期
昭和44			立野ダム予備調査				
昭和46				自然保護委員会			
昭和49			白川直轄河川改修計画				
昭和54			立野ダム実施計画調査着手				
昭和55	8.30水害		3月改正白川水系工事実施基本計画、白川激甚災害特別緊急事業（昭和60年まで、左岸：十津地区・世安地区、右岸：連台寺地区・二本木地区）			右岸2カ所から出水	
昭和57	7月洪水		3月白川直轄河川改修計画				
昭和58			立野ダム建設事業着手				
昭和60			白川激甚災害特別緊急事業終了				
昭和61			不法占用家屋の是正				
昭和63						改修計画案発表	第三期
平成1							
平成2	7.2水害					改修計画案発表（暫定改修案）	
平成9		河川法改正		白川河川懇談会	白川技術委員会	改修計画案発表	
平成10				白川河川懇談会	白川技術委員会		
平成11	高潮被害		代継橋架替事業着手（平成15年まで）				
平成12			白川水系河川整備基本方針			改修計画案（試案1・2）	
平成13						改修計画案（試案2修正案）	
平成14			白川水系河川整備計画（今後概ね30年間に亘り立野ダムの建設、築堤、市街部河岸掘削等を実施）、JR第一白川橋梁改修事業着手（平成22年まで）			白川水系河川整備計画	
平成15			緊急対策特定区間（八城橋～龍神橋間の約10.5km）の整備（築堤、護岸、市街部河岸掘削等）着手、代継橋竣工	白川流域住民委員会	白川技術委員会		第四期
平成16				白川流域住民委員会	左記委員会の下部組織	改修計画案	
平成19	7.7水害		緊急対策特定区間の整備				
平成22			JR第一白川橋梁竣工				
平成24	7.12水害					右岸堤防完成	

2.2. 策定された複数の計画の要因

昭和28年の白川改修基本計画、昭和42年の白川水系工事実施基本計画、昭和55年の白川水系工事実施基本計画（改訂）、平成12年の白川水系河川整備基本方針、平成14年の白川水系河川整備計画（以下、現計画）の4計画・1方針がある。

現計画は、基本高水流量2300 m³/s、計画高水量2000 m³/s、洪水調節量300 m³/s（基準地点代継橋）である。今後20～30年に8.30水害、7.2水害と同程度の洪水流量（2300 m³/s）を安全に流下させる整備が目標とされている。現計画において緑の区間は一番の検討課題であり論点となった部分である。

3. 緑の区間整備

3.1 緑の区間整備の経緯と時代区分

1章で述べた通り、緑の区間は現計画策定以後整備が始まった。よって、現計画が策定される以前は整備方法の議論中心、以後は現計画に基づいた整備中心であると考えた。さらに、昭和61年の同区間の改修計画案から現計画策定までの間に、改修計画案が複数発表されている。よってこの間は、同区間の改修計画についての議論が活発だったと考えられる。そこで、現計画以前を改修計画案発表前と発表から現計画までとに分けた。また、今江氏へのヒアリングでは「昭和40年代後半に自然保護審議会という組織があり、市街部の白川改修について議論した」と述べられている。それらを踏まえ同区間の経緯全体を、第一期（昭和40年前半以前）、第二期（昭和40年代後半～昭和61年改修計画発表）、第三期（昭和61年改修計画発表～平成14年の現計画策定まで）、第四期（平成14年現計画策定～現在まで）の計4期に区分した。

4. おわりに

2章では白川全体に関わる整備計画を詳しくみることで、白川整備の実態について整理する。さらに、3章では4期に区分した時代ごとの特徴を述べ、4章では白川改修に関する委員会や緑保全を訴える住民組織と緑の区間改修計画案の関係について述べ、緑が保全されるようになった要因を述べる予定である。